

議案第38号

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例  
の一部改正について

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日永貴章

提案理由

この案を提出するのは、市外の者が地区コミュニティセンターを使用する  
場合等の使用料の額を引き上げることに伴い、改正する必要があるからで  
ある。

## 愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「1. 5」を「2」に改め、同表備考第3号中「3」を「4」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。